

市施設における LED 照明導入の推進について

- 国では、省エネの推進のため 2030 年度までに LED 化率 100%を掲げるとともに、水俣条約発効に伴って水銀灯の製造・輸出入が禁止された。
- 国内メーカーでは蛍光灯器具等の製造を順次終了しつつある状況であり、本市においても、2030 年度までの LED 化率 100%を目指し、市施設への LED 照明の導入を計画的に進めていく必要がある。

1 照明に関する動向

（１）政府の方針

・新経済成長戦略 ・エネルギー基本計画 (平成 22 年 6 月閣議決定)	LED 等の高効率照明が 2020 年までにフローで 100%、 2030 年までにストックで 100% 普及することを目指す（※）
・地球温暖化対策計画 (平成 28 年 5 月閣議決定)	

※フローとは販売される照明器具、ストックとは既設の照明器具のことを指す。

（２）蛍光灯に係る動向

蛍光灯器具	主要メーカーは生産終了
蛍光管	一部のメーカーのみが生産を継続しているが、生産を縮小中

2 本市における LED 照明の導入状況

（１）照明の状況（令和 3 年度末時点） ※詳細は別紙参照

全体	市長部局（※1）			企業局	
	照明総数	LED 化済	改築予定等 （※2）	蛍光灯	LED 化済
				蛍光灯	
	386,930 台	63,992 台	70,463 台	100,888 台	22,907 台
					128,680 台

※1 学校、市営住宅を除く

※2 改築予定等に伴って LED 化する見込みの数

3 本市における LED 照明の導入推進

（１）LED 化に関する目標

2030 年度までに市施設の照明の LED 化率 100%を目指す。

（２）市施設への LED 化について

- ・ 2030 年度完了に向けて、各局室区において計画的に LED 化を進めていくことが必要。
- ・ 各局等の令和 6 年度及び 2030 年度までの導入計画を環境局が照会により取りまとめ、今後、毎年度ごとに進捗管理を行う。
- ・ 環境保全基金（環境局所管）を市施設の照明の LED 化推進のために活用する。
- ・ 国では、地方財源措置として「脱炭素化推進事業債」を設け、自治体の照明の LED 化等を促進している。

【LED の導入手法】

区分	導入に向いている施設のタイプ	経費など
リース	・照明の台数が多い (100 台以上)	・初期費用が不要 ・光熱水費の巻替で対応可能 ・交換台数や点灯時間が多い場所ほど費用対効果が高い ・工事よりも事務手続の負担が少ない
工事	・照明の台数が少ない (100 台未満)	・環境保全基金が活用可能 ・国の脱炭素化推進事業債が活用可能（R 7 年度まで）

※照明の台数が多い場合は、設計・施工を一元化して工事発注する「デザイン・ビルド方式」も利用可能。

※管理面から、一つの施設においてはリースまたは工事のいずれかの手法によることを推奨。

【環境保全基金】

環境保全基金を市施設の照明 LED 化に係る工事費用に充当可能としており、各局等において活用可能。

照明の LED 化に係る基金残高	200,000 千円（残高がなくなり次第終了）
基金充当額	10 千円／台